

第2回 平成30年度幌延町各会計決算審査特別委員会会議録

令和元年9月18日（水曜日）

○議事日程

開会宣告及び開議宣告

- | | | |
|----|-------|-----------------------------------|
| 第1 | 認定第1号 | 平成30年度幌延町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第2 | 認定第2号 | 平成30年度幌延町立診療所特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第3 | 認定第3号 | 平成30年度幌延町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第4 | 認定第4号 | 平成30年度幌延町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第5 | 認定第5号 | 平成30年度幌延町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第6 | 認定第6号 | 平成30年度幌延町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第7 | 認定第7号 | 平成30年度幌延町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |

閉会宣告

○出席委員（8名）

委員長	3番	植村	敦
副委員長	4番	無量谷	隆
委員	1番	富樫	直敏
委員	2番	斎賀	弘孝
委員	5番	岡本	則夫
委員	6番	吉原	哲男
委員	7番	西澤	裕之
委員	8番	高橋	秀之

○出席説明員

町長	野々村	仁
代表監査委員	利波	隆造

副町長	岩川	実樹
教育長	木澤	瑞浩

総務財政課長	藤井	和之	住民生活課長	早坂	敦
保健福祉課長	村上	貴紀	企画政策課長	藤田	秀紀
産業振興課長	山本	基継	建設管理課長	島田	幸司
教育次長	伊藤	一男	国民健康保険診療所事務長事務取扱	(岩川 実樹)	

選挙管理委員会事務局長 (藤 井 和 之)

農業委員会事務局長 (山 本 基 継)

総務グループ主幹 伊 藤 崇
生活グループ主幹 田 村 浩 希
福祉グループ主幹 (村 上 貴 紀)
認定こども園長 吉 原 京 子
企画政策グループ主幹 山 下 智 昭
総務学校グループ主幹 古 草 勝
国民健康保険診療所事務次長 若 本 聡

財政グループ主幹 飯 田 忠 彦
住民グループ主幹 (早 坂 敦)
保健グループ主幹 (村 上 貴 紀)
企画政策グループ主幹 角 山 隆 一
農林グループ主幹 山 田 輝 也
社会教育グループ主幹 戸 川 誠 二
問寒別出張所長 三田地 和 美

総 務 係 長 (伊 藤 崇)
税 務 係 長 村 元 夏 輝
保 健 推 進 係 長 得 能 睦 美
居宅介護支援係長 長 山 美 保
子育て支援係長 鈴 木 由香里
商工観光係長 伊 山 英 貴
公園住宅係長 多 田 純 司
上下水道係長 宮 下 勇 人

財 政 係 長 渡 辺 智 民
社 会 福 祉 係 長 長 山 慎 吾
包 括 支 援 係 長 山 本 恵 美
保 育 係 長 岡 本 香 織
企 画 調 整 係 長 梶 淳
農 政 係 長 新 野 貞 治
土 木 係 長 若 杉 忍

○議会事務局出席者

事 務 局 長 植 村 美佐子
主 事 満 保 希 来

植村委員長

ただ今の出席委員は8名です。

定足数に達しておりますので、これより第2回平成30年度幌延町各会計決算審査特別委員会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

認定第1号「平成30年度 幌延町一般会計歳入歳出決算の認定について」、
認定第2号「平成30年度 幌延町立診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」、
認定第3号「平成30年度 幌延町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、
認定第4号「平成30年度 幌延町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、
認定第5号「平成30年度 幌延町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、
認定第6号「平成30年度 幌延町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、
認定第7号「平成30年度 幌延町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」
の7件の審査を行います。

お諮りします。

各会計の審査順序は、配付されている議事日程のとおり、提案理由の説明は既に本会議で行っておりますので、これを省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、審査順序は配付されている議事日程のとおり、提案理由の説明は省略します。

委員の皆さんに申し上げます。

質疑は、簡潔明瞭にお願いいたします。また、1回の質疑は3点程度とし、ページ数を宣告してお願いします。

日程第1 認定第1号「平成30年度 幌延町一般会計歳入歳出決算の認定について」の件を議題といたします。

お諮りします。

審査は、歳出は款別、歳入は一括、財産に関する調書は一括、総括の順で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出1款 議会費の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、1款 議会費の質疑を終わります。

これより、2款 総務費の質疑を行います。

2番 斎賀委員

71ページにあります住民自治管理費について、お尋ねします。

この修繕料なんですけど、当初予算は66万の予算だったんですけども、この金額、最終的には319万4,000円になっておりますけど、この中身についてお知らせください。

それと、次のページの73ページ、同じく負担金であります。住民自治管理費の負担金、

これは予算で遠別民放ラジオ中継局の放送機器の更新しますよということで、1,800万予算見て、その時に、電波の飛びが悪いのもっと周波数といいますか、ワット数を上げて欲しいよと言ったんですけども、それはちょっと無理だろうということだったんですが、半分の予算しか使われてないで機器の更新が終わったのは何故なのか、お尋ねします。

住民生活課 田村生活G主幹

委員の質問にお答えします。始めに負担金の件ですが、こちらにつきましては遠別民放ラジオ中継局の負担金ということで、当初1,900万ほど見込んでおりましたが、補助金のほうで30年度地域づくり総合交付金のほうへ6,670万円ほど補助として入っております。その分が差引となりまして、全体経費に対しての町の負担率計算したところ、937万4,400円となっております。全体に係る経費としては、当初1億4,630万9,000円だったものが、1億4,250万8,180円となっております。

続きまして修繕料ですが、こちらにつきましてはテレビ中継局の送信機のファンの交換。あと、補正のほうで上間寒生活改善センターの入り口床のほうで大きな修繕がありましたので、そちらで290万6,000円ほど増額となっております。以上です。

2番 斎賀委員

遠別の中継ラジオ局のほうは、当初予定してなかった補助のほうを使ったんで、そっこのほうからもみたから、こっちではその数字だということ Understanding しようと思ってます。

それから、修繕料も分かりました。

今度は、81ページのまちづくり事業補助金、それから協働のまちづくり活動支援事業。それぞれ予算が500万と100万だったんですけど、これは何件分補助したことになるのか。それぞれお願いします。

企画政策課 梶企画調整係長

斎賀委員の質問にお答えします。

まちづくり事業補助と協働のまちづくり活動支援補助の補助の件数ということですがけれども、まずまちづくり事業補助につきましては1件で、年度で105万円の決算となっております。協働のまちづくり活動支援事業補助については、年度で4件の補助金の実績となっております。以上です。

植村委員長

ほかにありませんか。

2番 斎賀委員

83ページです。幌延町まち・ひと・しごと創生事業の報酬なんですけど、予算は49万円みていました。で、会議も委員22名決まってきました。ところが、使った予算が8万850円なんですけども、これは3回の会議やっても委員の集まりが悪くてこの程度ですんだのか、それとも経費節減か何かで8万程度ですんだのか、お尋ねしたいと思います。

それから、このまち・ひと・しごと創生で平成30年度はいろいろ、例えば札幌のほうで幌延ナイトをやったり、または着地型コンテンツ検討したりとか、いろいろ企画され、結果も残ったんですけど、この予算を使って、その結果、それらは今後どの様に活かされていくのかお尋ねします。

企画政策課 角山企画政策G主幹。

ただいまの委員の質問にお答えいたします。

まち・ひと・しごと創生会議の報酬につきましては、予算の段階では最大委員の数、22名の7回というのを、最大回数開かれるだろうということで予算をしております。結果と

いたしましては、3回の会議で、委員ご指摘のとおり出席者数が全員ではなかったということもありまして、決算額が8万850円という結果になっております。

また、30年度の取り組み、こちらの成果ということでございますけれども、創生会議の中で地方創生の一環として新しい拠点をどうするかという話、その中で道の駅というキーワードも、昨日も出ておりましたけれども、そこを整備していく、幌延の新しい拠点を整備するには特産品の開発も必要であろう、或いはまた、幌延の自然を活かした観光コンテンツも必要だろうということで、それぞれ、札幌で幌延の食材を使ったディナー会であったり、観光エージェントさんに幌延の観光資源を評価していただいたりというようなことを行っております。こちらについては、結果を創生会議の中で情報開示する形で、全体的に進めている拠点の議論のネタとして提供して、またご意見をいただいているということを繰り返しているところでございます。以上です。

2番 斎賀委員

分かりました。まだ意見をいただいているってということなんですけども、新しいものを見つけていくというのも大事かと思うんですけども、是非その予算の中でですね、昔幌延にあった特産品とかも復活出来ないのか。例えば北星園でやっていた鴨ラーメンもあつたし、ドライビーフとかもあつたんですけど、あれを是非復活させるようなことを考えるのもこの予算の中でね、今後創生会議の中で検討していただけないかなと思っています。

同じく、まち・ひと・しごと創生事業の中で、委託料です。当初予算は1,024万6,000円だったんですけども、結果的にはバイオマスとか地域創生計画等推進事業とかやって1,200万と膨れ上がりました。この200万ほど膨れ上がったのは、他にどのような事を委託されたのかお伺いします。

企画政策課 角山企画政策G主幹。

ただいまのご質問ですけれども、こちらについては補正予算でですね、町が今進めている町産の樽を使ったワインの試験製造の、委託製造するにあたって239万7,600円、決算額ですけれども増額補正しておりますので、決算で増えております。以上です。

企画政策課 藤田課長

北星園の製品の、過去に作っていたやつの復活ってということなんですけれども、今、北星園については福祉事業の中でいろんな商品を扱っているというようなことで、今はその合鴨ですとかほうれん草ですとか、レタスですとか、その方面に特化してやっているということでございます。北星園の事業の関係もございまして、今委員からご指摘になった過去の製品を復活というのは、相談はしてみますけれども、北星園全体の事業に関わることでございまして、ここは慎重に進めていかなければならないというふうには考えております。

2番 斎賀委員

分かりました。ですから、北星園の都合というか方針とかいろいろあるかと思うけども、それを何とかクリア出来て、また復活して、親しまれていた商品ですから、是非その可能性の追求も創生会議のほうでして欲しいなと思いますので、よろしくお願いします。

97ページにあります統計調査員の管理費で、統計調査員は当初予算で4人で予算作っていたんですけど、結果的に3人ということなんですけど。統計調査員は、幌延町内3人で充分足りるということで30年度は3人になったんですか。

企画政策課 角山企画政策G主幹。

ただいまのご質問ですけれども、統計調査費につきましては掛かった費用全て交付金で

賄われておりまして、予算の段階では見込みで調査員の数をあげておりました。最終的に調査を実施するにあたって割り当てられた人数、これに従って調査のほうは進めております。調査については滞りなく終わっていますので、この人数で充分対応できたというふうに思っております。

植村委員長

2 款 総務費の質疑、他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて 2 款 総務費の質疑を終わります。

これより 3 款 民生費の質疑を行います。

7 番 西澤委員

99ページの北星園民営化支援事業について、お伺いいたします。北星園が民営化に移る時に、期限を決めて支援をしていくというお話だったかと思えますけれども、決算説明資料の課題の中では継続支援の必要性等の検討競技、という課題が出ております。継続支援について、話が出ているのでしょうか。

保健福祉課 長山社会福祉係長

委員のご質問にお答えします。

継続支援については、来年度、北星園の民営化が10年で満期なので、継続して検討はしているんですけれども、来年結果を出すために検討を進めて参りたいと思っています。

7 番 西澤委員

今のお話ですと、継続支援を前提に話を進めるという理解でよろしいのでしょうか。

保健福祉課 村上課長

北星園の民営化の支援につきましては、10年を目途にということで、北星園の職員の給与の補償部分については10年を期限として定めております。ただ、民営化した時にこざくら荘の職員と北星園の職員との整合性を図るために、こざくら荘の臨時職員を正職員に上げた経費、その差額については職員が居なくなるまで継続して支援を続けるということでの協定となっております。その部分について、10年以降も引き続き支援が必要かどうかという部分について、来年度、期限満了までに更に検討を進めていく必要があるということで、こちらのほうの課題ということであげさせていただいております。

7 番 西澤委員

承知しました。

次に103ページの障害者福祉管理費について、お伺いをいたします。この中身なんですけれども、まず1点、移動支援を2件行っております。委託しておりますけれども、この委託先はどちらになるのでしょうか。

保健福祉課 長山社会福祉係長

お答えします。幌延町社会福祉協議会のほうにお願いしてます。

7 番 西澤委員

2名ということで、4万7,000円の委託料という話になっておりますけれども、これは通常の車両と理解していいのでしょうか。車椅子対応の車両が、社会福祉協議会には無かったかと思うんですけれども、どのような内容の支援になっていますか。

保健福祉課 村上課長

お答えいたします。車両につきましては、通常のヘルパーが利用している車両を利用しておりますが、社会福祉協議会にも軽ワゴン車、こちらについては車椅子を乗せれる車両

も1台ございますので、移動支援事業、今現在は車椅子利用者はおりませんが、今後車椅子利用されている方がこの移動支援事業を使いたいということになった場合でも、対応をしていただける整備にはなっているということでございます。

7 番 西澤委員

再度確認です。社会福祉協議会は、障害者に対応する移動支援等、障害者支援を行う事業所という理解でよろしいでしょうか。

保健福祉課 村上課長

ヘルパー事業所として、障害者の居宅介護支援事業所の指定も受けておりますので、対応できる事業所ということでございます。

植村委員長

3 款 民生費の質疑、他ありませんか。

2 番 斎賀委員

103ページになります。こざくら荘の支援事業なんですけれども、当初こざくら荘への補助は4,500万を予定していて、3項目予算をとっていたんですけれども、結果で木に3,300万で済んだのは、この内の、車両を購入しますという項目があったんですけれども、その車両購入費用が減ったから、その分だけ減ったということでもいいんですか。他のこざくら荘の運営費の支援をする、居宅介護支援の事業所支援をする、そちらのほうは手を付けなかったんだけど、車両購入費だけ手を付けて減ったということよろしいですか。

保健福祉課 長山社会福祉係長

お答えします。車両の購入は行っております。ただ、利用者の減とスタッフですね。スタッフ募集しても入って来ないので、人件費のほう落ちてます。予定よりも落ちて、この額ですんでいるというところでございます。以上です。

2 番 斎賀委員

その人件費というのは、こざくら荘運営支援費ですか。それとも、居宅介護支援事業所支援事業の人件費ですか。

保健福祉課 長山社会福祉係長

お答えします。こざくら荘の支援事業のほうでございます。

2 番 斎賀委員

それでは、平成30年度予定していた人が入ってこなくなってしまったということで、それでも運営は円滑にいったんですか。

保健福祉課 長山社会福祉係長

お答えします。40床のところ、40床全てを埋めるわけではなく、すこし少なめに入れて、実際にいるスタッフで円滑にまわしているところでございます。

植村委員長

3 款 民生費の質疑、他ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、3 款 民生費の質疑を終わります。

これより、4 款 衛生費の質疑を行います。

2 番 斎賀委員

衛生費、115ページの予防費についてお伺いします。予防事業で、30年度新しく65歳以上を対象に带状疱疹の予防接種をしましょうということで声を掛けてくれたかと思うんですけれども、その成果はどうだったのかお伺いしたいと思います。

そして同じく115ページの補助金ですね。母子保健事業の補助金。これは妊婦さんの保健の審査料とか不妊治療費の助成でみてたんですけども、当初予算より300万ほど少ない決算で終わってしまったということは、こういう補助があるっていうのをPRがちょっと悪かったのか、それとも利用者がいないということでこの金額になったのか、お尋ねします。

保健福祉課 得能保健推進係長

斎賀委員の質問にお答えいたします。

予防事業の帯状疱疹の予防接種ですが、65歳以上の方を対象に実施しております。実績としては、29名方が接種されております。この事業に関しましては、今後とも広く周知をしていきたいと考えています。

不妊治療費の助成金につきましては、30年度は申請者が1名おりました。この事業につきましても、今後も継続して周知していくことを考えております。

全体の妊婦健診の数につきましては、妊婦さんの届け出の数が、昨年度は15人ということで、例年よりも人数が少なくなっております。以上です。

2番 斎賀委員

是非、引き続き費用の助成等を行って欲しいと思います。

もともと補助金、この妊婦の不妊治療さんは当初予算では2名ほど予定しているという金額だったので、その中で1名の方がこの補助金を利用して今治療しているということで、大変嬉しく思います。

同じくですね、117ページの保健推進事業の委託料ですね。これも当初見込んでいたよりも決算では200万ほど使われていないと。これ使われていないという言葉づかいは良くないかと思うんですけども、これは脳ドックとか骨粗しょう症、癌とか、特定健康診査とかいろんな項目に分けていたんですけど、それぞれの項目に分けて使う予算を決めていたから使いきれなかったのか、もうちょっと、例えば脳ドックの利用者が多いから、脳ドックのほうをもっと沢山助成できるように予算を組み替えるとか、そういうふうにしたらこれまんどに使えるお金だったのか。どういうふうな判断をされていますか。

保健福祉課 得能保健推進係長

ただいまの質問にお答えします。委託料につきましては、各健診定員がありまして、今年度これぐらいの人数受けるだろうなという見込みで、予算のほうを組んでおります。例年よりも若干受診数が少なくなった健診もありましたので、委託料が全体的に少なくなっております。以上になります。

8番 高橋委員

113ページにあたると思うんですけど、我が町の家計で幌延町医療職員養成修学資金貸付事業というのが480万のってたんですけど、決算ではゼロなんですけど。29年は1名の対象者がいたと思うんですけど、今年はいなかったということは、どのような周知の仕方をしているのかちょっと伺いたいと思います。

保健福祉課 村上課長

ただいまの修学資金のご質問ですけども、周知の方法としましては町のホームページ等々を使ったりして周知はしております。平成29年度実績1名ということで、30年度はゼロなんですけども、直接的な学生への資金の貸付というよりも、29年度採用した、別の資金を借りている方への償還分の貸付という形で、29年度の実績ということになっておりまして、30年度の貸付もなく、30年度のそういう保健師の採用もなかったという状況で、実績的にゼロという形になっております。

植村委員長

4 款 衛生費の質疑、他ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、4 款 衛生費の質疑を終わります。

これより、6 款 農林水産業費の質疑を行います。

2 番 斎賀委員

125ページになります。農業振興費についてお尋ねします。

125ページの中ほどにあります幌延町酪農・肉用牛増産近代化施設整備事業。予算4,500万計上してたんですけども、この30年度は何件で、どういう使われ方をしたのか、内容をお聞かせください。

それと下のほうにあります、農業次世代人材投資事業。これ予算の時には、1年目は150万という決まりがあるということを説明されたと思うんですけども、結果的に225万となった理由をお聞かせください。

産業振興課 新野農政係長

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、幌延町酪農・肉用牛増産近代化施設整備事業ですけども、当初予算のほうでは4,500万計上させていただいておりました。内訳につきましては、新築1件3,000万円と、増改築1件1,500万円ということで計上しておりましたが、施設の増設のほうが計画変更ということで、今年度実施できないということになりましたので、補正のほうで落としているかと思います。で、実際本年度実施になったのは新築1件ということで、3,000万円で決算しております。

農業次世代人材投資事業ですけども、以前にもちょっとお話ししてたかなと思うんですけども、こちらの事業、年150万が原則ということなんですけども、こちらの対象になられた方、期中で対象になられたということで道のほうの予算が平成29年度は78万、半額の75万しか予算措置されておりません。30年度で、29年度の後半分と30年度の前期、後期の分ということで合わせて225万円が予算予知されているものです。以上です。

2 番 斎賀委員

幌延町の肉用牛増産近代化施設、新築に3,000万ということで分かりました。これ新築ということですから、建物部分とか機械部分とかあると思うんですが、それは分からないですか。まとめて、新築だから3,000万という予算になったのかお伺いします。

127ページ、幌延町酪農ヘルパー補助事業ですね。これはどういう計算でこの金額になったのかをお尋ねします。というのも、30年度はヘルパーさんが一気に減った年でもありましたけど、どの様に面倒をみてくれたのかお伺いしたいと思います。

この項目の最後に、予算の時に幌延町家畜伝染病救済対策事業ということで130万ですね、予算計上してたんですけども、その項目が決算では無くなっているのは何故なのか教えてください。

産業振興課 新野農政係長

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、幌延町酪農ヘルパー利用組合への運営費補助ですけども、当初は毎年680万予算計上させていただいております。今議員仰るとおり、ヘルパーのほうがなかなか計画している人数が揃わないというようなことで、人件費のほうが減額になっております。町のほうの補助としましても、運営費の補助ということですので、運営費で足りない分を680万の範

囲内で支出していると。で、金額につきましては町の補助が416万6,000円で決算しております。併せて農協さんのほうもヘルパー利用組合のほうに補助しておりまして、こちらのほうが420万7,000円ということで、大体半分づつですね、ヘルパー利用組合の運営費のほうを補助しているというような内容です。

それと、後のほうの質問ですけども、こちらのほうの事業、家畜の疾病が発生した場合に出す補助ということで、毎年度予算措置はさせていただいているんですけども、平成30年度につきましては家畜の疾病、伝染病の発生ございませんので、執行していないというのが現状でございます。以上です。

(委員長より「答弁漏れ」の声あり)

すみません。幌延町酪農・肉用牛増産近代化施設整備事業なんですけども、こちらのほうの補助につきましては、今回の案件、公社営事業のほう活用して、公費の事業で実施しているものでございます。施設の整備の内容につきましては、フリーストール牛舎1棟、それから搾乳ロボット4台、それから圧送ポンプ1台というようなことで、搾乳機器ですか、それら一切についても補助の対象としております。以上です。

2番 斎賀委員

幌延町家畜伝染病は、使わなかったからここに決算に載っていないということなんですけど、項目出してゼロって載せないのは、何か、そういうものなんですかね、決算書は。項目出して載せないものなのかを、お伺いしたいと思います。

それと133ページ、委託料があるんですけど、林業振興費の委託料で957万6,000円。これは特定外来生物ということで、1頭5,000円で100万の予算を計上したんですけど、ほぼ使ったというか、その特定外来生物に全て使ったんだよということでしょうか。だから、効果がかなりあったということなんですけども、そのへんをお聞きしたいと思います。

産業振興課 山本課長

まず委託料の関係なんですけれども、決算額が957万6千円ということで決算しております。その内訳なんですけれども、有害鳥獣駆除と特定外来生物、アライグマのほうですね、分けてご説明いたします。

まず有害鳥獣駆除の関係で、カラスの駆除が223羽で単価が1,000円で、決算額が23万3,000円。キツネの駆除が22頭で、1頭5,000円で11万円。シカ駆除が600頭で、単価のほうで1万2,000円で720万円。ヒグマ関係が、ヒグマの警戒出動ですとかヒグマの箱罟の巡回、ヒグマの駆除、ヒグマの捕獲出動で、ヒグマの警戒出動が15日、8,000円で12万円。箱罟の巡回が150日巡回してまして、単価のほうで2,000円で23万円。ヒグマの駆除が6頭で36万円。ヒグマの捕獲時の出動が、6頭捕獲してますので、1回8,000円で12万8,000円となっております。

特定外来生物のほうはですね、アライグマの駆除が273頭駆除しておりまして、その内239頭分だけ委託、猟友会のほうに30年度から委託しておりますので、その分だけの委託料となっております。全体的にアライグマのほうは、昨年度は273頭、今年ちょっと捕獲量が少ないんですよね。それを考えると、だいぶ効果があったのかなとは思いますが、まだまだこれからも捕獲していかなくちゃならないなとは考えております。以上です。

総務財政課 渡邊財政係長

斎賀委員の家畜伝染病救済対策事業の、予算額130万に対して決算額が無いという、その時には決算書に載らないのかという質問に対してお答えします。この決算書については、

決算額の内訳を説明欄に書いておりますので、その伝染病の救済対策事業、予算は130万でしたけれども決算額はありませんので、決算書の説明欄には記載なしとしております。

2番 斎賀委員

分かりました。今の説明ね。家畜救済のほうです。そっちのほう、書かないということがよく分かりました。

それで、さきほどの山本課長からの特定外来種、特にアライグマのことですね。今年は少なかったけども、これから多分増えると思うんですね。昨年、中山間のほうで各戸に1個ずつ、アライグマの罠を利用するように手を打ってくれましたので、これからその箱罠を利用して、皆さん困っているのを、捕まえて対処するようになると思いますので、これからの委託料のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

植村委員長

6款 農林水産業費の質疑、他にありませんか。

7番 西澤委員

127ページの生乳成分検査事業について、お伺いをいたします。

乳質改善を図るという対策の事業だと思いますが、担当課として乳質の改善されていないというか、あまり良くない農家さんを特定できると思いますけれども、そこに対して指導など改善を求めるようなことが出来る立場にあるのか、それとも出来ないのか、そのへんをお伺いします。

産業振興課 新野農政係長

ただいまのご質問にお答えします。乳質改善につきましては、町のほうもですね、農協さん、組合さん含めた乳質改善協議会というところで、この乳質改善に取り組んでいるところですけども、組合員さん同意のもとにペナルティを、乳質悪かった時にペナルティを課して、農家の皆さん乳質改善に取り組んでいるところです。このペナルティをですね、年々、毎年毎年というか、その年で溜まってしまうんですけども、それは乳質改善の資材を各戸、その中から幾ら分買ってくださいというようなことでそういったことで充てていると。町が指導の立場にあるかというところで、補助金も出しておりますので、乳質改善に取り組んでくださいということにはなるんですけど、発言するのは、乳質改善協議会の場では発言するというようなことにしております。以上です。

植村委員長

ほかに質疑ありませんか。

これにて、6款 農林水産業費の質疑を終わります。

ここで、11時15分まで休憩します。

(10時53分 休憩)

(11時15分 開議)

休憩前に引き続き、会議を開催します。

これより、7款 商工費の質疑を行います。

7番 西澤委員

137ページの幌延町商工業経営力向上促進事業について、お伺いいたします。当初予算よりも上回る金額が執行されておりますが、この予算を上回る金額を執行した、その考え方についてお伺いいたします。

企画政策課 伊山商工観光係長

お答えいたします。当初、1,500万という予算を計上させていただいておりましたが、申

請件数も前年度に比べて多かったということと、1件当たりの金額が、特に需要額調査というものをしていない段階でのことだったので、そのへんはちょっとこちらのほうの反省だなという部分ではあるんですが、基本的に出されたものに対して、緊急性を要するものですとか、そういう事業者さんの内情ですとか、商工会さんのほうにも聞き取りをしながら申請をいただいているところなので、足りない部分について流用で対応させていただいたということでございます。

2番 斎賀委員

同じ項目の商工業等振興促進事業についてお尋ねします。これは、補助金は施設新築とか改修、取得、または従業員の確保に資する施設の改修に分けて、補助金の額を設定していたんですけど、それぞれのくらいの申請、決定をしたのかお伺いします。施設の新築で幾ら、従業員の確保に資する施設の改修で幾ら、というふうにお尋ねしたいと思います。

先ほどの説明で分かったんですけど、使わなかった項目についてはここに載せないということなので、幌延町商業振興店舗近代化促進補助というのもあったんですけど、これは使われないからここに、今回載せていない。この補助を使うよりも、こちらの幌延町商工業等振興促進事業のほうが利用しやすい。だからこっちのほう皆さん使っているんだ、という理解でよろしいですか。

企画政策課 伊山商工観光係長

ご質問にお答えをいたします。

まず商工業等振興補助金についてなんですが、こちら改修のほうで1件、518万2,000円ということで30年度の実績となっております。

次に、関連している質問だったのですが、近代化促進事業っていうお話出てたんですが、こちらは商工業等振興促進補助の前の補助になるので、おそらく10数年以上前の補助制度だったと思います。

2番 斎賀委員

前の補助だっということでしたんですけど、この商工業等促進、今のやつは総事業費の2割を上限にして出すということですよね。決まりがあると思うんですけど、そう説明も聞いたんですけども、以前にも私言ったんですけど、商工業の皆さんはこれを、機械ですね、備品、車両、機械についても何とかならないのかという相談あったことを伝えましたら、予算の時に平成29年度には間に合わないということだったんですけど、平成30年度もそれは間に合わないで施設の改修、新築、従業員の確保に対する施設の改修、こちらのほうに使われたということではよろしいですか。

産業政策課 角山企画政策G主幹

ただいまのご質問なんですけれども、商工業経営力向上促進事業の中で先ほど仰っていた機械設備、車両等が事業対象になっています。先ほどの商工業等振興促進事業、元々の近代化事業は新築のみの対応でしたが、現状に沿う形で取得、改修も含めた形にリニューアルした制度ということでご理解いただければと思います。

2番 斎賀委員

分かりました。じゃありニューアルした補助制度の中でどのように使われているか、大きな項目でいいんですけど、建物の新築だとか改修したと機械だとか、そういうふうなの分かりましたらお知らせください。

企画政策課 伊山商工観光係長

ご質問にお答えいたします。振興促進補助については、先ほども申し上げましたが改修、

建物の改修ですね。経営力向上。こちらについては営業車、車両系を5件、あとは作業着6件、備品の3件、計14件というのが経営力向上の実績件数となっております。

2番 斎賀委員

制度は今年度、平成31年度で終了の予定なんですけれども、これだけ利用されるのであればまた引き続き制度期間を延ばしても良いように思うんです。と考えるところなんですけれども、これはまだ31年度が終わっていないのでその後考えるという、検討材料に1つですか。

企画政策課 角山企画政策G主幹

ただいまのご質問なんですけれども、こちらの制度というのは総合戦略を作った中で、そこに掲げた項目を解決する方法ということで出来た補助制度なので、商工業振興促進補助は31年度までで、経営力向上の促進事業については途中からの施行になったので33年度までというような形になっております。今後、次期の総合戦略を作っていく中で、こういった補助制度の形というのは検討して、どういう形にしていこうかというのは今後になりますので、そういったところで現時点ではご理解いただければと思います。

2番 斎賀委員

139ページの観光費の中で、トナカイ観光牧場管理委託事業あるんですけども、前の説明の時にこのトナカイ観光牧場の中に、今まち・ひと・しごと創生会議でやっているワインの葡萄のほうを、そちらのほうでやっているということなんですけれども、葡萄のほうにどのくらいの費用かかったか、お知らせください。

企画政策課 伊山商工観光係長

お答えいたします。葡萄の管理に関しては、花壇管理の予算のほうから、面積的にも6m四方の圃場ということで、それほど経費も要しないということなので、通常の花壇の中で使っているものを代用するなどしながら、なるべくお金をかけないようにしております。

植村委員長

7款 商工費、他にありませんか。

5番 岡本委員

139ページのトナカイ観光牧場に絡めた中で、ブルーポピー、青いケシがもう30年近くやられてきているんじゃないかと思うけども、今現在の成果はどういう成果があがってきたのか。知識はないけども、毎年種を植えて咲かせてるのか、それとももう株になっていて、手をかけなくてもいいような状況にまできているのか。そのへんを1点お聞きしたいなと思う。

企画政策課 伊山商工観光係長

ご質問にお答えをいたします。青いケシなんですけど、毎年種のほうは蒔くように、毎年育苗をしながら花壇に植え込むようにはしております。基本的に1年目で咲く花ではなくて、2年目以降の開花となるわけですが、咲いた後に横から子どもが出る、子株が出る状態になってくると、基本的には宿根という形で残っていく植物なんです。基本的に子株が出ない場合については、親株は咲かせた時点でその生涯を終える、枯れてしまうということなので本来宿根という形で呼ばれているんですけど、それが日本だと条件が良すぎて2年目に開花となってしまうため、どうしても株自体が大きくなっていかないので、栄養成長、生殖成長っていうのを2年で終わらせてしまうということなので、結局は欠株が生じてしまいます。それによって、毎年種を蒔いて苗を補充しながら更新をしているということなんです。中には大株になって残っているものもあるんですけど、絶対数はそれほど多くは

ないということです。以上です。

5 番 岡本委員

当初、始める頃は切り花として出荷出来るみたいなことでもってスタートしたという記憶があるんですけども、そうではなかったということですね。

企画政策課 伊山商工観光係長

ご質問にお答えをいたします。切り花についても、当初切り花からスタートしたとは思いますが、実際に大阪の梅田市場だったり東京、札幌のほうの市場にも試験的に出荷のほうはして参りました。ただですね、本来は、この花の事業を進めるにあたっては、離農された農家の方、一度現役を退いた方達にお小遣い稼ぎという意味合いもあったと思ったんですね。実際、農家さんにこちらのほうで苗を植えさせていただいて、1年間面倒をみていただいて、2年目に花が立ち上がるという状態まではいったんですが、実際花の残存率であったり輸送コストですよ、結局、北海道の幌延町から出すとなると基本的に空輸になりまして、運賃も問題、あと2年に1回という開花になりますから、毎年咲かないということになってくると、毎年植えて同じように管理しながらやっていかないといけない。なかなか手もかかるということで、片手間では商売にはならないということで、切り花というスタイルから今のトナカイ観光牧場のほうで観光資源として、今は皆さんの目を楽しませているということになっております。

植村委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、7款 商工費の質疑を終わります。

これより、8款 土木費の質疑を行います。

7 番 西澤委員

147ページ、ふるさと森林公園改修事業についてお伺いをいたします。

改修が終わって、今年度の利用状況、あそこを毎日通るので実感としてなんですけど、利用客数も多くなっているかなというふうに思っています。また、使った人の感想を聞いても評判が良かったという話も聞いております。そこで、あとは上に上がる木道の階段の整備を、いろいろ子ども議会の中でも話が出ているので、その改修をしていくのかというのが1点と、あの展望台、展望台と言っていいんでしょうかね、上にあるものが今後、あのままなのか、もうちょっと改修していくのかというところをお伺いします。

建設管理課 多田公園住宅係長

質問にお答えします。ふるさとの森森林公園は、キャンプ場は29年度から2カ年にかけてまして整備を行ったところであります。園内につきましては一通り暗渠排水等、あとトイレも水洗化になったりと、大変改善されたと私も実感しております。ただ、議員ご指摘のとおり、あそこには山に上る遊歩道入口という、立派な案内もございます。実際、今の現況でいけば確かに登るにはちょっと気の毒な、利用者もかなり大変な思いをして登るような、そういった状況であります。そういったものも加味しまして、今後より良い、更により良い公園を目指して整備を進めていかなければいけないと、そういう思いでおりますので、今後検討していきたいと思っております。

あと展望台、中学校の坂から上がる展望台でございますが、それにつきましては29年度整備したところでございます。周りの樹木もちょっと切ったところで、かなり見通しは開けた展望台になってございます。危険防止策も設置しておりまして、電柱も新たに1基設

置しております。従いまして、今後としましては今の状況をそのまま継続して利用出来ればなと、今はそういう考えでおります。以上です。

7 番 西澤委員

承知いたしました。山の上のあそこは、展望台という認識でいいということですか。展望台なんですね。

建設管理課 多田公園住宅係長

ご質問にお答えします。あそこにつきましては、名目上は展望台ですので、展望台という認識で承知しておいていただければと思います。

植村委員長

ほか、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、8 款 土木費の質疑を終わります。

これより、9 款 消防費の質疑を行います。

植村委員長

質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、9 款 消防費の質疑を終わります。

これより、10 款 教育費の質疑を行います。

植村委員長

10 款 教育費の質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、10 款 教育費の質疑を終わります。

これより、11 款 災害復旧費の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、11 款 災害復旧費の質疑を終わります。

これより、12 款 公債費の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、12 款 公債費の質疑を終わります。

これより、14 款 予備費の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、14 款 予備費の質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

6 番 吉原委員

歳入を見てみますと、町税で600万、町民税或いは固定資産税、大体で5、600万ですか、それと使用料で300万ちょっと、400万ぐらいの収入未済の金額があります。これをどのように回収していくのか。

また、不納欠損額ですね、これは5年経ってしまうと無効になってしまうということで、こういう形にせざるを得ないということだと思いますけども、こういうことが度重なって起こるということになれば、いろいろ、払っている人と払わない人の不公平感が出てくると思います。それで、このことについて今後どうするのか、お伺いいたします。

住民生活課 村元税務係長

ただいまの委員のご質問にお答えいたします。町税に関しましてですが、今現在の収入未済につきましては、繰越という形になっていておりますけれども、今後の徴収につきましては、現在勉強もしている最中ですが、先ほど仰られたとおり納税者に、きちんと納税されている方に対しても不公平にならないように、徴収の強化を進めていこうと今現在進めているところでございます。

5年経ちましたら時効になるというお話がございましたけれども、基本的にはこちらも事項にならないように督促ですとか、執行ですね、時効にならないように徴収のほうを行うように努力しておりますので、出来るだけこの5年時効にならないような形で、全額回収出来るような考えで進めておりますので、ご理解いただければと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

6番 吉原委員

使用料及び手数料ですけれども、ここでも300万ほど未収、収入済でないということがあります。手数料っていうことは、いろいろな手数料あると思いますけれども、それはどのような回収をするのか。また、これら手数料等を皆さんに払ってもらうにはどうしたらいいかということ、役場としてはそれをどう考えているのかお聞かせを願いたいと思います。

建設管理課 多田公園住宅係長

議員の質問にお答えいたします。住宅料につきましては、やはりかなりの繰越額がございます。議員ご指摘のとおり、不公平にならないようにするのは当然のことでございます。町内に居る方、町外に行った方、それぞれおりますが、町内に残っている方につきましてはこまめに足を運んで、やはりその方の生活実態もありますので、よく話を聞いて少しでも、幾らかでも毎月入れるように、そういう指導はさせていただいております。町外の方につきましては、督促通知なり行って、住宅に限らず、住宅で滞納ある者につきましては、他のものも、例えば水道なり共通するものもありますので、横の連携を強化しながら、タイアップしながら滞納回収に努めていきたいと思っております。

2番 斎賀委員

同じような質問なんですけど、説明の中にあった不能欠損額ですね。町税、それから固定資産税等あるんですけど、公営住宅もあるんですけど、この不能欠損額というのは人数にしてどのくらいなのか。その人数で、何件分でこの数字になっているのかお尋ねしたいと思います。そしてまた、不公平感がないように、5年時効にならないように徴収したいというお考えでしたけど、この30年度決算においては不納欠損額、5年時効になってしまった数字もここに含まれているよということは、ないという考えでよろしいですか。

住民生活課 村元税務係長

委員のご質問にお答えいたします。不納欠損処分につきましてですが、30年度で約90万ほどございますけれども、国保税も含めてですね、大体90万ほどございますが、これにつきましては生活保護ですとか、そういった形で徴収停止、執行停止して不能欠損になった方もおります。大体の方が町外に転出してしまっていて連絡がとれないと。こちら、住民票も連携されているので調査して所在を調べてはいるんですけども、どうしても所在がつかめないと、住所をそのまま置いたまま何処かへ行ってしまいうですとか、そういった方についてはちょっと追跡が不可能になってしまいますので、そういった方についてはどうしても5年の時効を迎えて、不納欠損という形になってしまいますが、そこはご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

件数につきましては、30年度につきましては全体で、国保税も含めまして7件ございました。内訳としましては、道庁民税で1件、固定資産税で5件、軽自動車税で1件、国保税で3件となっております。合計しますと件数は10件ほどになるかと思うんですけど、同一人物が不納欠損という形もございますので、人数としては7件という結果になっております。以上です。

2番 斎賀委員

不納欠損額の方の中には、7人で7件ほどではないかと私今ちょっと確認したんですけど、この住所が分からなくなってしまう、それで連絡がとれなくなってしまうと不納欠損になったよという方いるのも分かりました。先ほど聞いたのは、住所がわかる方で5年時効になってしまったっていう方は含まれていないんですね。

住民生活課 村元税務係長

お答えいたします。実際に住所が確認とれまして不納欠損になっている方も、実際にはございまして、その方については遠くですぐに行けないですとか、道外ですとか、そういった部分もございまして徴収が困難と。連絡をとっても、電話連絡先が無いですとか、住所地に郵便物を送信しても返信が無いですとか、そういったことで連絡がつかない方について、不納欠損している状況でございます。

2番 斎賀委員

いや、それ聞いてたらもうどうしようもないですよ。ただ、住所が分かっている5年時効に黙ってなるんじゃないくて、5年時効になる前に何らか、税金ではちゃんと払いますという契約書を貰っているのかどうかを確認したかったんです。住所が分かっている、ずっと5年間払わないでそのうちに時効になっちゃうというふうに悪質な考えをする前に、契約書をとってきちんと徴収するように努めて欲しいなと思って、今聞いたところです。

いつもこの税金の徴収、特に滞納をとるということは、整理するというのは大変なことかと思いますが、引き続き良い方法ですね、滞納している方に税金を納め安方法を考えてあげて、徴収するように努めて欲しいと思います。

8番 高橋委員

北海道北部風力送電の工事が始まって、元町の多分町有地だと思うんですけど、そこへ宿舍が点在するために多分町有地を貸していると思うんですけど、その貸し付けている収入というのは41ページの町有地貸付収入の中に入っているのかどうかをお聞きするのと、もし入っているんでしたら幾らの金額が貸付けで入っているかをお伺いしたいんですけど。

植村委員長

暫時休憩します。

(11時50分 休憩)

(11時53分 開議)

休憩を解いて、会議を再開します。

8番 高橋委員

今のと関連するんですけど、鉄塔を建てるのに今もう、多分町有地である南沢の牧場の上に4塔ぐらいもう建って、見えているはず。あれも町有地だと思うんですけど、あの場合は鉄塔、町有地に建てさせるために土地の売買している所と、土地の地役権を設定している所と、それと土地の要するに賃借料って、周りで工事やるのに傷めたとか、立木刈ったりする、もしかしたらそういう補償料っていう契約は多分去年してると思うんですけど、民間の場合は去年して、去年のうちにお金をいただいているんですけど、町の場合はそう

いうものがないのか。決算書見ても何処にも収入ってあがってないんで、それが幾らあるのか教えていただきたいんですけど。

植村委員長

暫時休憩します。

(11時54分 休憩)

(12時07分 開議)

休憩を解いて、会議を再開します。

総務財政課 藤井課長

ただいまご質問のある各種売払い収入等の関係につきましては、行政財産ですとか普通財産ですとか、それぞれ所管が関わっている場所が違ふとかという手続き上で、ちょっと集約するのに時間をいただいて、後程ご答弁申し上げます。

植村委員長

ここで、13時20分まで休憩します。

(12時07分 休憩)

(13時20分 開議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

午前中の質問に対する答弁をお願いします。

総務財政課 藤井課長

午前中に質問のありました送電網の関係でございますが、まず歳入の関係につきましては、21ページ農業用敷地、林業用敷地、道路占用料、河川占用料、その次に41ページ町有地貸付収入、43ページ立木売払収入に関連の収入がございます。なお、行政財産、普通財産とか、そういった区分に分かれていますと先ほどもちょっと申し伝えましたが、行政財産の部分につきましては道路占用料ですとか河川占用料、農業用地、諸々が含まれているということで、それぞれの歳入が計上されています。普通財産につきましては、送電網関係につきましては16万5,420平米、小数点以下は割愛させていただきますが、その程度貸し付けていると。全体で送電網に関して貸し付けているのが、30万9,337平米程度ということになっています。

なお、鉄塔の数につきましてはですね、個別に1個1個数えているのではなくて、鉄塔で面積、かかる面積というものがございますから、その面積であくまでも貸付けの契約を行っているということでご理解いただければと思います。換算しますと、大体20個程度建っているのかなというふうにちょっと、今図面を見て急いで数えたものですから性格でないかもしれませんが、そのくらい建っているのかなということでご理解いただければと思います。

それの他に、私どもの総務財政課としてみれば、関係するのが土地貸付収入というところに含まれているということでございます。

あとは、それぞれの担当課で歳入を計上しているということでご理解をいただければと思います。

農業振興課 山本課長

送電線敷地にかかる支障木の補償の関係なんですけれども、先ほど総務財政課長からも説明等で申し上げたとおり、立木の補償料につきましては43ページの立木売払収入の中に含まれております。関係する立木の本数なんですけれども、送電線にかかるものについては天然林広葉樹1,087本、人工林のカラマツ150本。人工林のトドマツ159本となっております。

す。以上です。

建設管理課 島田課長

道路占用料と河川占用料、ページでいいますと21ページになりますが、道路占用料につきましては町道2路線につきまして、総体で445.68平米の土地をお貸ししております。河川につきましては65.50平米を占用しているということです。以上です。

総務財政課 藤井課長

答弁漏れで申し訳ございません。先ほど線下の関係の補償みたいな話がありましたけれども、町有地の場合にはその概念というのがなくて、あくまでも、線下であっても貸し付けという形でみてますので、町有地貸付収入のところに含まれているということで、ご理解いただければと思います。ただ、残念ながらメートルまでは積算出来ませんでしたので、ご勘弁いただければと思います。

8番 高橋委員

総額ってどのくらいになるか、わかれば教えて欲しいんですけど。分からなかったらけっこうですけど。

総務財政課 藤井課長

立木の売払い収入は除いて、土地の貸付料、いわゆる行政財産、普通財産含めると、78万3,194円ということになってます。ただ、これもちょっと急いで足し算をしているので、多少誤差があったらご勘弁いただければと思いますが、その程度ということでご理解ください。

産業振興課 山本課長

立木の補償なんですけれども、合計で161万円程度になります。以上です。

8番 高橋委員

この、今聞いた金額には、地役権の設定してると思うんですけど、その金額も入っているということでよろしいんですか。

総務財政課 藤井課長

地役権といわれるところが、いわゆる線下とか、いわゆる線の下の部分の使用部分が、貸し付けることで地主さんが使えなくなるというような、そういうような内容だと思っておりますが、その部分も町としては貸付料という形で、全部町有地の貸付収入で換算しているんですね。一緒の面積、いわゆる上から下までの面積っていうのを、下の部分はここの幅員というんですかね、そういった部分で面積換算しているんで、そこも貸付収入として換算しているということで、今の数字に含まれているというご理解でいいかと思います。

植村委員長

ほか、歳入一括の質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、財産に関する調書一括の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、財産に関する調書一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

2番 斎賀委員

平成30年度に東京オリンピック、パラリンピックのメダルを作るということで、みんな

のメダルプロジェクトをやりましょうということで幌延町も参加し、小型家電のリサイクル推進をしたんですけど、その結果といいますか、実績等が把握できているのならばお知らせして欲しいのが1点。

それから、町では毎年年度ごとに、町のホームページで見れるんですけど、情報BOXというのを作って出しています。その情報推進常任委員会BOXの中の1ページに気象の情報が、1ページ使って載っているところあります。それは幌延町のその年度年度の気象の情報をお知らせしてるんですよ。例えば30年度の情報BOXを見れば平成24年から平成29年度までの平均気温や降水量や、とにかく気温、雨量ですね載せているんですけども、残念ながら平成27年度からもう全てのところにおいて記録がない。幌延町には公式な記録がないから載せていないと。分からないということになっています。このままいくと、幌延町には将来残す気象データが何も残らないことになるんですよ。それは北進のアメダスっていうのが無くなったりとか、取扱いが無くなったり、しなくなったからです。

今後、その気象データをどうやって後世に残していくのか。また、災害時に幌延町の降水量とかどうやって把握して皆さんにお知らせするのか。特に今年は5月にも凄く暑い気温があった。そして最近では9月が宗谷地方、どこの、気象データが残っているどこ見ても、宗谷地方が1番高かったんですよ。きっと幌延町も高かったでしょう。ラジオ聞いていても、今北海道で1番気温が高いのは天塩町の25度だという。でもその時、間寒別にある演習林の気象データでは26度1分だったんです。だからあの時、北海道の中で1番気温が高かったのは幌延町の間寒別だった。この際ですね、将来にわたって気象データを残して、町民に気象データを報告するのであれば、気象庁公認のアメダス、雨量計だとか気温計を設置して、幌延町の名が最高気温ですよ、最低気温ですよというふうにテレビでも流れるように、町民が安心してデータを得られるように、ちょっとそれを考えてみてはいかがなものかということをお知らせしたい。

3点目としては、そこの展望台といいますか、ふるさとの森公園の展望台の話をしていましたが、これは年度をまたがって今年の話になるんですけど、今年新しく幌延町の駅前には観光案内看板が設置されました。その観光案内版を見ると、展望台があると。展望台といいますか、糠南俯瞰と書いてある。あそこの町の観光案内の看板に糠南俯瞰と入れるのであれば、皆さん見に来ますよね。どんな所か。特にこの幌延町糠南というのは、鉄道資産として幌延町やっているわけですから。鉄道マニアがよく知っている。ところが、その糠南俯瞰というから、看板に載っているぐらいだから立派な展望台だろうと思って行くと、熊笹を刈っているだけと。大変危険な所を紹介しているわけですよ。あそこの看板に糠南俯瞰と案内を入れるのであれば、やはりその糠南俯瞰という場所もきちんと町で管理、管理といいますか、展望台を作るのかどうかも分かりませんが、きちんとやっぱり、案内版に紹介する以上はきちんとした所を紹介できるように何か手を、ふるさとの森展望台と同じように、先ほど考慮すると言ったんで、糠南俯瞰も考慮して今後考えていかないといけないんじゃないかなという、町の考えをお聞きしたいと思います。

総務財政課 藤井課長

まず2点目の気象情報の話を、気持ちが伝わってきまして、我々も以前から気象協会とかに、関係団体なんですけど、いわゆる気象庁と気象協会とはまたちょっと違う組織でございますから、そういう関連団体には、そういうデータを観測するものを設置してくださいというような要望は、過去何度かやってるんです。ところが、そういった情報を見てみると、やはり全道の各市町村にくまなく設置しているわけではなくて、距離なのちょっと

分かりませんが地域ごとに選択をされて設置をされているということで、結果的に斎賀委員が申し上げたように気象データがなかなか入手できないと。以前は何故それが出来たんだということについては、ある団体からその気象のデータをいただいていたんです。今度はそのある団体もその気象データを取得する為には、毎年機器の点検をしなければいけないとか、経費の負担がかかるんですね。そういう部分が無くなってきたので、情報BOXとか気象データには細かなものは得られないという状況ではございます。

斎賀委員が言うとおりの、幌延町にそういうデータが無くていいのかっていうような意味合いにも聞けるようなご質問については、何とかデータが入手出来る手段がないかというのは、機器の設置も含めてなんですが、関係団体から聴取が出来ないかとか、そういう部分は探したいなというふうには思っております。

ただ、町で公表する以上は、やはりきちんと点検を受けたような機器でなければいけないのかなということで考えると、例えば百葉箱に気温、湿度計がありますけども、そういったものもどうなんだろうということは、やはりそれらを用いて災害の時にデータにするですとかなると、的確性に欠けるとかということにもなりますから、やはりいいものの機器の設置を要望し続けたいなというふうに捉えてますので、ご了承賜ればと思います。

野々村町長

引き続き地元でこういう、アメダス的な記録をきちんと公開出来るような機器が、今のところ無いと。ある団体から情報いただいたのは、もう数年前にその機器の廃止をしてしまったということでもあります。防災の時どうするんだというご意見の中で、稚内気象台さんがそれぞれ情報発信をしていただくことと、エリアを情報発信をいただくということで、今の防災会議の中でも伝わってきておりますし、留萌開建及び宗谷振興局についても、それぞれの河川について水位計を付けたということが、それぞれネット上でも見られるという形に、今なりつつあることになってきております。それらの情報を集めながら、気象台の情報、またそれぞれ河川の水位の状況等々を踏まえて、我々是对処をしていくということになるかと思ってございます。防災に関してはそういう連絡網というか、そういう伝達系統は今組み立てられているところでもあります。

企画政策課 藤田課長

駅前観光協会の看板の話で、糠南の駅が写真撮る、観光スポットが糠南俯瞰という場所だということなんですが、私もその場所、ちょっと掌握してなかったんで今担当のほうに確認したんですけれども、そのスポット自体が町有地ではないのではないかと。そうすると、例えば草刈りして安全にとかっていうのは、かなり難しい話になるのではないかなとは思いますが、駅ですとか、列車のいろいろ撮るポイントって町内各所あると思ひまして、秘境駅をPRしている町ですからその一つの、とても人気のある糠南駅を、写真撮るスポットとしては重要だという地点が、ちょっと私自身も把握してなかったんですけれども、町有地でそういう場所がとれるのであればいろいろ整備のしようもあるんですけれども、民地だということで町の意向だけではなかなか進められないのではないかと。それ以外にも、いろいろなスポットありますけれども、そこも含めて今後、写真スポットをどう扱っていくかというのは、検討しなくてはならない事項ではないかなと思ひます。

ただ、鉄道ファンの方々、どこから情報得たか分からないけれども、いろんな所で写真を撮って、いままでこちらの担当課に対して直接、観光スポットあるんだけど、そこへ行くの危険だからだとか、草が生えてどうにもならないから何とかしてくれっていう話

については、実は直接そういう話は担当課として伺ったことがないということです。またそういうご要望が、例えば今議員仰ってくださいとことが、皆さんがそういうことを希望しているのか、はたまた議員がどうせそういうスポットがあるから、そういうスポットもちゃんと整備すべきではないかという、個人的な意見かどうかというところも分かりませんけれども、そのへんは今回委員会でこういう形で出たので、内部でもどういう方向かというのは検討してみたいというふうには思います。

住民生活課 田村生活G主幹

委員の質問にありましたメダルプロジェクトについて、お答えいたします。昨年度、本町からの回収量につきましては、携帯電話108台分で12.3キロを回収しております。この事業につきましては、3月31日時点で終了となっております。以上です。

2番 斎賀委員

分かりました。

気象データはどこから入手するんじゃなくて、町単独でもいいから計器ですね、機械類を設置して、そこからも幌延町、気象庁、天気予報でも幌延町の名を広めていくようにして欲しいなというふうに願うのが、私の考えです。

併せて糠南俯瞰も同じで、個人的な考えといいますか、これだけ鉄道マニアが集まって来るんですから、そしてあそこに、看板にですね、町の大きな看板に、案内看板に糠南俯瞰とつけたわけですから、やっぱり町有地でなくても、誰かさんの土地ならちょっとお話してですね、そこらへんきちんと、展望台といかなくても、良い場所をもうちょっと作ってあげたら、マニアの方にも喜ばれるんでないか。また、案内板に糠南俯瞰と入れた意味もあるのでいいのではないかということを、申し添えたいと思います。

それから、みんなのメダルプロジェクトもよく分かりましたんで、これからも、以上よろしくお願ひしたいと思います。

7番 西澤委員

成人年齢が18歳に引き下げられてですね、今後行われる成人式をどのように考えているかについて、お伺いします。

教育委員会 戸川社会教育G主幹

西澤委員のご質問にお答えします。現在、民法の改正に伴いまして成人式が、20歳から18歳に引き下げることにによりどのようにするのかということではありますが、成人式の開催については各自治体での運営となっておりますので、考え方もいろいろあるのかなと思っています。仮に18歳から成人式に参加となりますと、委員もご承知のとおり大学試験、センター試験やその後の入試といった中で、出席するのが困難な状況になるのかということを考えているところではあります。

また、成人が18歳となりますが、今までの20歳と同様というわけではありません。既に20歳で成人式を開催することを表明している自治体も、ネットのほうではありますが、委員会としてはいろいろなことを考慮するとともに、宗谷管内各市町村の動向等調査を行い、今後検討をしていきます。ある程度方向性がまとまりましたら、改めて議員皆さんにご説明したいと思います。以上です。

7番 西澤委員

今後検討していくということで、今年度は今までどおりの成人式で行うという理解をしました。今後の検討ということで、どのあたりで結論を出せるのかなと思います。そのへん、いかがですか。

教育委員会 戸川社会教育G主幹

結論のほうですが、各自治体のほうの調査も必要となっておりますが、2022年4月1日から18歳に引き下げという形になるかと思われます。その前には決定をしていかななくてはならないことだと考えておりますが、2020年21年、20年の3月くらいまでには決定はしておかなければ、1年前ということでもありますので、なるべく早めの決定、各自治体の調査をしながら決定の方向に進めていければな、というふうに考えているところではあります。

7番 西澤委員

承知いたしました。

あともう1点は、先ほど歳出のほうでも質問いたしました商工業に対する補助金についてなんですけれども、30年度は申請件数が多かったということと、その前の年に多分事業申請はあげるというか、把握が出来ていなかった所以对応したということであると思います。今年度もある程度件数と金額が、この商工業の促進のほうにはもう要望が来てると思いますが、とても需要と供給というか、需要の多い、大変素晴らしい政策だなというふうには思っております。

その中で今後、先ほど同僚議員は違う科目で同じような質問だったと思いますが、限られた予算の中で執行するにあたっては、ある意味件数は抑えながらというところはあるかもしれませんが、5年の計画の中で、最終年度に当初から計画している企業もあるかと思えます。最終年度の駆け込み需要も踏まえて、最終年度には多くの事業者が申請をする可能性もあるかと思えますけれども、その場合予算措置をあげていくのか、それとも先着順、今の状態だと先着順というような形なんですけれども、最終年度に申請が多くあがってきた時にはきちんと予算措置されるんでしょうか。そのへん伺います。

植村委員長

暫時休憩します。

(13時47分 休憩)

(13時47分 開議)

休憩を解いて、会議を再開します。

企画政策課 藤田課長

当初予算っていうのはですね、前年、基本的には需要額調査をしたうえで、額をある程度おさえていつも上げているというようなことであります。企業によっては、当然、予定が狂ったり、新規にやりたいとかっていう話もあるでしょうから、それは申請に応じて予算のほうは柔軟に対応していきたいというふうには考えております。

7番 西澤委員

柔軟に対応していただけるということだったんですけれども、ただ今年度は申請件数なのか金額なのか、多分金額なんだろうけれども、当初予算の限度額にきているので申請待ってくださいと言われてる業者もあるんですけれども、そのへんは柔軟に対応されていないという話になってくるかと思うんですけれども。そのへんはどうお考えですか。

企画政策課 藤田課長

補助申請来て、それに対する、こちらのほうで補助の決定を通知するっていうのは、やっぱり予算がないと出来ないっていうことですから、それは当然こちらのほうではどう考えるかっていうのはあるかと思えますけれども、そこは柔軟にっていうのはですね、業者さんに前もっていろいろとご相談いただければ、予算のほうも何回か補正することもできますし、他の予算を柔軟に対応出来るっていうこともあると思います。後はどうしても期

限が間に合わないということであれば、他の措置も出来るということでもありますので、そういうことのないように、計画的に町に相談していただければ、また商工会に相談していただければ、例えば予算がないからということにはならないのではないかなというふうには思います。

2 番 斎賀委員

今の西澤議員に対する課長の話ですけどね、また企業さんが新たにとか、再度とか言いましたけれど、あの要綱では申請は確か1回限りですよ、その企業ね。商工業振興促進補助制度について、町のホームページでは申請は1回限りです、補助対象は1回限り。商工会の認定を要して、1回限りとなっておりますけど、そこはいつ変わったんですか。

企画政策課 藤田課長

町で定めている要綱の範囲内において申請していただければいい、というようなことでございます。

4 番 無量谷委員

先ほどからいろいろと町税の部分で言っていたんですけどね、歳入の中であれですけど、毎年こういう滞納が出てくるといような部分あります。ですから、方法を少し、町では考えるべきではないかなという感じがするんですけども。僕なりの考えとしては、ある程度町税を、動産品の差し押さえもひとつの手でないかなという感じもいたします。また、押さえられない部分については、ある程度公営住宅とか水道料とか、そういうものについてはある程度、使用者が一応契約してると思うんですけれども、その契約の内容がね、本人だけで契約してるのか、或いは保証人をたいがいつけて公営住宅は借りると思うんですけど、その保証人への通告っていうか、滞納なってますよという形で通告するのも、ひとつの手でないかな。役場職員がなかなか、感情の問題でいろいろと反応して、極度に払わないという人もいると思うんですけれども、やはり身近な保証人相手に通告すると、保証人から本人に伝わるということで、かなり回収は可能でないかなという感じがするんですけど、町の考えはいかがなものでしょう。

住民生活課 村元税務係長

ただいまの動産差し押え等のお話についてですが、現在、私もちょっと勉強している最中なんですけれども、そこも、動産差し押さえですとか搜索ですとか、そういったことも考慮しておりまして、今すぐということにはちょっと私も勉強不足で出来ないところありますけれども、1年、2年の間には、出来るだけ早めにそういったことも考えて徴収にあたりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

建設管理課 島田課長

公営住宅の関係のお話も出たかと思います。基本的には、公営住宅の入居に関しては保証人をたてて入居していただくということについては、公営住宅法の中で定められたことであります。ただし、例えば極端な話ですと1か月、2か月払わないからといって、すぐに保証人の方にその分払ってくださいというふうなお話ではなくて、現に住んでいる方がいらっしゃる以上は、まだ未払いの部分については入居されている、入居者本人からいただくということが本来の姿だと思っておりますので、そのへんは入居されている方が、いろいろと大変な方もいらっしゃるのが現実です。そのへんにつきましては面談をしてですね、支払計画などをたてて、出来る範囲でのお支払をいただくというふうなことで、少しでも使用料のほうの徴収を行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

4 番 無量谷委員

公営住宅のほうはすぐすぐ、1 か月、2 か月で払えというわけではなく、徐々に、1 か月分まんどに払わなくても多少なりと、3 分の 1、2 分の 1 なりにでも払っていただけるんならね、保証人とかそういうのにはいかない。やはり 5 年に近いだけの対応するっていうことは、ちょっと悪質かなっていう感じはいたします。だからある程度、全然払っていない人があれる場合は、やっぱりせめて 3 年以上経った場合は保証人にいきますよというぐらいの形で、契約も今度は見直ししてくべきでないのかなと。今、そういう方法的にないっていうんなら改正していけばいいし、ある程度今の段階で出来るなら、そういうような形で徴収すればこういう不納対策っていうか、ものに寄与するんでないのかなっていう感じがいたします。

建設管理課 島田課長

基本的なお話をさせていただくと、公営住宅法の中では基本的には家賃を 3 か月以上滞納すると、強制退去というようなことが書かれています。実際に道営住宅なんかですと 3 か月以上滞納して未払いが起きると、強制退去ということをおこなっているというのが現実です。ただし、こういう小さな自治体では、なかなかそういうことまでは踏み切れないのかなというふうに思っています。それで、先ほど仰った 5 年も 10 年も滞納されている方っていうのは、現実にはいらっしゃいますけれども、先ほどの答弁と重複する部分はありますけれども、そういう方については、基本的には支払いただいてないわけではありません。少額ですけれども、少しずつ、他の使用料並びに税も未納分がある方もいらっしゃいますので、全てを一気にということはなかなか大変でしょうから、他の使用料並びに税のほうもお支払していただきながら、公営住宅のほうも少額お支払していただいているというようなことでありますので、よろしくお願いします。

植村委員長

他、ありませんか。

8 番 高橋委員

ヘルパーのことについてちょっとお聞きしたいんですけど、29 年度決算ではヘルパー 16 人、専任と補助いて 16 人。今回の場合は 13 人しかいないっていうことで、この決算書の説明の中の成果という所見と、休日の創出とか生活環境改善って、成果が出てるように書いているんですけど、これ稼働率、どっちみても 100% なんですよね。ということは人が足りないと思うんですけど、この成果を充分に出すには、もう少しヘルパーを募集しないといけないと思うんですけど、その募集するところって利用組合なんですか農協なんですか、それとも役場でやってるんですか。

産業振興課 山本課長

酪農ヘルパー利用組合の関係ですよね。ヘルパーの募集につきましては、利用組合と農協さんでやっております。

8 番 高橋委員

今年の幌延町の農協の地域農業振興計画の中の 1 番最後のページに、今後求める農業支援についてっていう所をみると、酪農ヘルパーの事業の充実っていうやつが 48% ぐらい、酪農家さんが求めているんですよ。そこにおいて、利用組合と農協だけに任せて、町な何もヘルパー募集に関して協力しなくてもよろしいんでしょうか。

野々村町長

このヘルパーに関しては、農協が経済団体である以上やっぱり農協が主体となり、農協

の職員としての位置付けとしてヘルパーが動いているという。そこに支援として我々が最大限出来るのは、その人達がきちんと長く居続けるために、手当の面、給与の面、そこに支援出来るものであれば支援するという事で今までもずっと、そういう給与体制の中でご支援をしてきたいということで、全く無責任に、知らん顔してるという話ではなく、担い手センターあたりも含めて、いつも会議をする場所がありますから、どういう状況で募集してるのかとか、そういう情報はいただくけども、我々行政が先にたつてこの部分をどうするということ自体では、なかなか我々が先頭に立ってやるということではないかなという気がしてます。それよりも、我々も人を探すのにいまのところ目一杯の話でもございすし、それを兼務してどっちにということでもない。ただ、我々が少しでも、先ほどから協力隊とかコミュニティの話も今回の議会でも出ましたけれども、そういう、協力隊の募集あつて、酪農をやりたいという人達を募集しながら、そういうことにも充てられるかという、そういう募集方法とかという、そういう参加とか協力は可能なことだと思ってますからやるんですけど、我々の観光分野の募集自体も集まっていだけないというところから、大変頭を痛めているところだということで、全て投げ出して知らん顔してるという、そんな気持ちでいるわけではないです。

4 番 無量谷委員

103ページにありますこざくら荘の絡みなんですけど、求人情報が頻繁に出ている状況です。ですから、ある程度、先ほども言われたようにね、介護員がいらないから施設満床にはならないというような状態なんですけれども、ある程度それ逆効果じゃないかなという感じがするんですけど。ある程度、40床の満床状態にしないと、経営状態がけっして良くならない状況にあると思うんですけど、そういう仕方をしてると思うんですけど。ある程度介護員の人数確保するためには、やはり話を聞いてみると働く人の賃金が安過ぎるというような部分があります。ですから、町がどれだけそういう賃金に対して応援できるのか、そのへんも聞きたいし、ある程度介護員を増やせるような状況を、これから町で作るべきでないかなという感じがするんですけども。採用についても、なかなか臨時雇用だけでおさまってしまうというか、そういう状態ですから、やはりすぐ辞めていくというのが多いっていうのを聞いております。ですからそのへんも考慮しながらね、町で応援出来るのはどういうことか。満床にしてある程度出来るか。そして、幌延町に待機している、入る施設の人がいないのかどうか聞きたいです。

保健福祉課 村上課長

ただいまのご質問ですけど、こざくら荘支援事業で、昨年度から入所定員40名のところを介護員不足によって今現在35名の入所におさえているところなんですけれども、退所等々もありまして現在は32名の入所という形になってます。経営安定のためには、40名満床にして収入を得るのが1番良いことだとは思いますが、やはりそこには介護員がいないと、入所定員に対する介護員の数というものも基準で決められておりますので、今の介護員の中で当直ですとかの面のローテーション等を考えますと、今の職員数の中では35名の受け入れが限度だということでもあります。

また、町が支援出来る部分ということでは、その収入と支出の差額の赤字部分に対する支援事業という形で支援しているところではありますけれども、人件費の見直しという部分につきましては、職員の確保が、出来るだけ確保しやすいようにということで初任給を多少上げて、上がり幅を下げて支出のほうもおさえていけるような、ということで数年前に法人と協議しながら設定したところでございますので、もう暫くそこで様子をみて

検証をしていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

待機者の状況でございますけども、基本的には特別養護老人ホームは要介護3以上ということになっております。今現在の待機状況でいくと、要介護3以上の方というのはいらっしやらない。今現在はですね、いないというふうに聞いております。ただ、これから空き状況にあるという情報を聞いて、これから申込みをしたいということでの話が数件、既にあるということをごくら荘のほうからも聞いておりますので、その申込みを受けた後、入所判定委員会を経て、今現在受け入れ可能な35名になるような体制を整えていきたいというふうに、法人のほうからは聞いております。以上です。

4 番 無量谷委員

今35名体制の受け入れということなんですけども、ある程度、40床あるんですから、フルに活用していただきたいなと思います。そういう中で、やはり介護員の改善っていうか、部分で他のところよりは劣るのかなっていう感じで、働き手不足の改善策を町でも応援すべきでないかなと思います。以上です。

植村委員長

ほか、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

以上で、平成30年度 幌延町一般会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号は、討論を省略し、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第2 認定第2号「平成30年度 幌延町立診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」の件を議題とします。

お諮りします。

審査は、歳出一括、歳入一括、総括の順で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

7 番 西澤委員

新しく心療内科が診察科目に入ってきて2年ぐらい経ちますけれども、心療内科医の医師の報酬についてお伺いします。

町立診療所 若本事務次長

お答えいたします。心療内科の医師ですが、月2回来ておりまして、1月100万となっております。こちらのほう、報酬と旅費込みになっております。

7 番 西澤委員

心療内科にかかる患者さんの延人数を、教えてください。それと、診療内の報酬も教え

てください。

町立診療所 若本事務次長

お答えいたします。心療内科の患者数ですが、平成30年度でいきますと延1,317人というふうになっております。それに対しまして、心療内科の診療報酬ということでよろしいでしょうか、につきましては590万ということになっております。

7番 西澤委員

次に12ページの出張医にかかる経費なんですけれども、出張医の方に来ていただいている延日数を教えてください。

町立診療所 岩川事務長

詳しい日数について、今ちょっとこの場でお答えできませんけれども、およそ毎週、週末に来ていただいて、3泊4日で来ていますので、52週掛ける4日と考えると、およそ208日くらいなのかなというふうに考えます。

7番 西澤委員

出張医の嘱託で支払われている金額なんですけれども、これは出張医によって金額がバラつきが出ますか。それとも、どんな先生が来られても一律で同じですか。そのへんをお伺いします。

町立診療所 若本事務次長

お答えいたします。報酬などに関しましては、どなたが来られましても単価決まっております、1日9万円というふうになっております。

植村委員長

ほか、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

7番 西澤委員

総括ということで、全体的といいますか、まず繰入金が2億8,989万4,000円ということで、十数年前だと一般会計から2億ぐらいというお話で、それも町民の皆様にはやっぱりそれぐらいはかかってしまいますねというところはあって、町民の皆さんも特に、病院があること、それから入院出来る施設であることを含めると、良いんじゃないのというような意見が大半だったかと思います。ここ十数年経過して、3億近いお金になってきているということが1点。

それと当初、今の先生が来られて時の当初の説明では、休日も含めていないんだよ、出るんだよというようなお話だったかと思います。まあまあ、先生休んでくださいと、こちらから言うような状況だったという話で説明を受けておりますが、出張医に関しても金額が段々大きくなってきているのかなという感じで見ております。

この病院にかかるお金、決して無駄なお金という話をしていてはなくて、段々経費が嵩んでいくというところの状況において、町長はどのようにお考えでしょうか。

野々村町長

お答えをいたします。大変必要な、やはり町民の皆さんに安心安全な生活を営んでいた

だくために、医師の確保というのは大事なものだということで、浦山先生以降、今の新しく先生に来ていただく時からそういうお話をさせていただきました。しかしながら、緊急、ここは外来もあるということも含めて、1日24時間動いているという中で、いくら先生が日曜日でもと、浦山先生の時も同じでしたけども、土日はやっぱり休んでもらわないと、今の働き方改革も含めて、以前なら辛抱すればよかったものが、働き方改革によってきちんと休むというステージはやっぱり必要なものかと、私自身は考えておりますし、それぞれ15床ある入院ベッド数も、今回の報告でも7.何人という、半分というそういうスペースでもきています。ベッド数に準じた人員配置もしてございますから、それらの稼働もどうあるべきかということも今後考えなきゃならないですけども、一遍に代わるわけでもないですし、それらの形としては経費のほうが、丁度病院から診療所に変える時にこれぐらいの差額であって、診療所に変えることによって2億程度になるんじゃないかということの想定であったと、私自身も考えてます。

ただ、今回の大きさは、医療従事の住宅の部分が大きく入ってます。約1億程度、9千何百万という、その兼ね合いで今回大きく膨らんでいるということだけは、ご承知をいただきたいと思っております。

7番 西澤委員

建設費が入っているということで、大変失礼いたしました。

あと、今回、保健センターが本庁に来るということで、そこは福祉、保健の連携という話もありました。勿論、医療、福祉、保健というところの連携が非常に重要だというふうに考えておりますので、そのあたり、医療、福祉、保健、町長は常々そこは大事で、勿論そのように進めていくというお話だったんですけども、今後の見通しとして3つの連携がどのようになっていくかというところを、今一度説明願います。

野々村町長

以前からこの包括ケアシステムが一体となった形が、在宅介護を助ける1つの要素であるということ自体は、申し上げてきた中でもあります。その中で、今回我々理事者側がというよりも、現場のほうからもそういうご意見等もいただいてきて、2年ほどいろんな形で協議をしてきたということと、それから職員配置に関しても合理的な動きが出来るだろうということの中から、今回のこの最終決断に至ったというところでもあります。

その中では、やはり全てが町の行うこと、保健師が行うこと、またそこからそれぞれ診療所に繋がる、うちが事務長を持っている、そういうところも含めて、その3者の連携というものが今後の包括の場合では、大変重要な要であると思ってもございます。どのようにやれるか、そのへんはまだ現場サイドでどういうスクラムを組めるかということは今後の課題としても、場所的にその連携というものがそつなく出来る、連携プレーが出来るということがもし出来たとなれば、それはしっかりとしたスクラムが、少しずつ構築されるものと、私は思っております。

植村委員長

他、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて総括の質疑を終わります。

以上で、平成30年度 幌延町立診療所特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第2号は、討論を省略し、原案のとおり認定するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定することに決定しました。

ここで、14時40分まで休憩します。

(14時22分 休憩)

(14時40分 開議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第3 認定第3号「平成30年度 幌延町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の件を議題とします。

お諮りします。

審査は、歳出一括、歳入一括、総括の順で行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

6番 吉原委員

これ町税と同じで、健康保険税なんですけども、これちょっと金額大きんでないかなと。収入済額が7,400万。それで収入未済額が530万。ちょっと大きい。また、健康保険の場合は保険税を納めている人はそんなに多くないでしょ。サラリーマンの人は別な保険ですからね。そんな状況で、ちょっと大きくなってきているんで、これをどうするかということをお聞きしたい。

住民生活課 村元税務係長

ただいまのご質問にお答えいたします。国民健康保険税の収入未済額についてですけれども、こちら滞納繰越分が主になっておりまして、こちらにつきましては現在分納で、奨学ですけれども納めていただいているという形になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

6番 吉原委員

去年だけで、どれくらいあったの。

住民生活課 村元税務係長

お答えいたします。ページにつきましては5ページになりますが、30年度の滞納繰越につきましては、医療給付分で約480万、後期高齢者支援分で26万、介護納付金で約9万円の額がございます。以上です。

6番 吉原委員

国民健康保険をですね、私達、例えば外国人労働者を入れているわけなんですけども、この人達も入っているわけですよ。それで、やっぱりこの人達も怪我したりなんかしたときにかからなければならないわけですから、やっぱり中身というものはある程度きれいにしておかなくてはならないのではないかと。この健康保険に入っている人が少ないからだけで

はなくて、これからどんどんどんどんそういうふうにして余所から入ってくるわけですから。また、その人達も入れなきゃ大変なことですからね、何か事件あった時に。ですから、そういうことも含めて、この中身というのは精査していただきたいと思います。

住民生活課 村元税務係長

滞納繰越もそうですが、現年分につきまして当然でございますけれども、やはり私達は納税されている方、滞納されている方の目線ではなくて、納税されている方の目線に立って徴収にあたる考えでございますので、そこはですね、今現在約500万ぐらいあるかと思うんですけども、これ複数人ではなくて、ちょっと少ない人数での金額ですので、額が大きくなっていますので分納といってもちょっと少額で、1名とか2名とかその程度ですので、滞納繰越額がそのまま継続して残っていつているというような状況になっておりますので、ご理解いただければと思いますのでよろしくお願いします。

植村委員長

他、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

以上で、平成30年度幌延町 国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第3号は、討論を省略し、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第4 認定第4号「平成30年度 幌延町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の件を議題とします。

お諮りします。

審査は、歳出一括、歳入一括、総括の順で行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

以上で、平成30年度 幌延町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。
お諮りします。

ただいま議題となっております認定第4号は、討論を省略し、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第5 認定第5号「平成30年度幌延町 介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の件を議題とします。

お諮りします。

審査は、歳出一括、歳入一括、総括の順で行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

2番 西澤委員

介護保険の中の事業の中で、在宅医療と介護連携推進事業というのが入っておりました。この事業内容を説明していただきたいというのが1点と、今後幌延町で訪問看護が行われる可能性、もしくは検討されているのかをお伺いいたします。

保健福祉課 山本包括支援係長

ただいまの質問にお答えします。在宅介護医療連携事業の中身ですが、こちらについては住み慣れた地域でいつまでもなるべく生活していけるようにということで、去年は生前整理とエンディングノートについて講演会を開催しました。そちらのほうの経費が謝礼としてあがっています。以上です。

岩川副町長

訪問看護のほうなんですけれども、現在診療所のほうでは訪問看護の体制をとれるような状況にはありません。スタッフもぎりぎりのところでやっていますんで、大きく、これは診療所の形態を変えない限り、ちょっと訪問看護という形はとれないと思いますけれども、じゃあ他にどこか訪問看護事業所立ち上げてやるのかといわれますと、そこまでもまだ今検討もしていないというのが実情であります。

植村委員長

他、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

以上で、平成30年度 幌延町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第5号は、討論を省略し、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第6 認定第6号「平成30年度 幌延町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の件を議題とします。

お諮りします。

審査は、歳出一括、歳入一括、総括の順で行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

7番 西澤委員

簡易水道については、上幌延地区、開進、そして問寒別の全体の地区を簡易水道化するという、大きな事業が進行中でありますけれども、その進捗状況をご説明ください。

産業振興課 山本課長

現在、道営事業で上幌延開進地区につきましては幹線のほうを整備しております。上幌開進地区につきましては令和2年、来年度をもって事業完了の予定となっております。その後ですね、引き続き農家までの、末端の排水管、給水管のほうを町のほうで整備し、整備し終わるが令和4年を予定しております。問寒別もですね、現在、道営の同じ事業で幹線やっております、問寒別終わるのが令和3年を予定しております、そこからまた末端の給水管を整備する予定ですので、それにまた3年ぐらいかかりますので、令和5年の完了を予定しております。以上、進捗状況です。

植村委員長

他、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

以上で、平成30年度幌延町 簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第6号は、討論を省略し、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第7 認定第7号「平成30年度 幌延町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の件を議題とします。

お諮りします。

審査は、歳出一括、歳入一括、総括の順で行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

以上で、平成30年度 幌延町下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第7号は、討論を省略し、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

以上で、本特別委員会に付託となった案件の審査は、全て終了しました。

お諮りします。

審査結果報告書については、委員長に一任を願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、審査結果報告書は、委員長に一任することに決定しました。

以上で、本特別委員会を閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これにて、第2回平成30年度 幌延町各会計決算審査特別委員会を閉会します。

(14時59分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委 員 長 植 村 敦

以上、記録する。

主 事 満 保 希 来